

令和5年4月28日（金）

都市経営戦略会議

「公立保育所のあり方に関する基本方針」 （素案）について

子ども未来局 子育て未来部 保育課

審議事項

- ◆ 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案)について伺います。

◆ 本日の資料の構成

1 検討の経過

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案)の概要

3 今後のスケジュール

1 検討の経過

◆令和3年度

令和4年1月19日 都市経営戦略会議

- ・ 「『公立保育所のあり方に関する基本方針』策定に向けた方向性」の決定。

令和4年2月 さいたま市議会2月定例会

- ・ 保健福祉委員会において「『公立保育所のあり方に関する基本方針』策定に向けた方向性」を報告。

◆令和4年度

令和4年4月～ 策定に向けた検討

- ・ 有識者、保護者、民間事業者等意見聴取等を実施。
- ・ 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案)の作成。

◆令和5年度

令和5年4月28日 都市経営戦略会議

- ・ 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案)の審議。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

公立保育所のあり方に関する基本方針 目次

1 策定の趣旨

2 さいたま市の保育の現状

- (1) さいたま市の保育施設の推移
- (2) さいたま市の保育需要
- (3) 公立保育所の現状

3 さいたま市の保育に求められるニーズ

- (1) 地域におけるニーズ
- (2) 保育におけるニーズ

4 公立保育所のあり方

- (1) 公立保育所の方向性
- (2) 基幹型公立園の役割
- (3) 基幹型公立園の機能
- (4) 公立保育所の機能向上の進め方
- (5) 基幹型公立園の組織等
- (6) 公立保育所の再編

5 スケジュール

6 参考資料

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

1 策定の趣旨

- 本市の認可保育所は、保育需要に対応するために必要な施設整備を進めながら、国の定める「保育所保育指針」に基づき、**公立・民間の区別なく保育を提供する役割**を担ってきた。
- 一方で、近年は子ども・子育て家庭や保育環境を取り巻く環境の変化に伴い、**子育て支援や保育所保育に対するニーズも多様化**が進んでおり、これらに的確に対応していくことが求められている。
- 本市公立保育所の限りある保育資源を最大限活用しながら、多様化する保育のニーズや地域のニーズに対して効率的かつ的確に対応していくためには、民間において実施可能な保育の提供等の一部を任せながら、**公立保育所が新たに担うべき役割**を整理する必要がある。
- そのため、公立保育所が今後担うべき役割を新たに定め、**公立保育所を再編しながら機能向上を推進**する指針として、「**公立保育所のあり方に関する基本方針**」を策定する。
- 公立保育所の機能向上により、**地域の子育て家庭の支援や民間保育所の支援等を強化**し、本市の子育て環境の充実や、民間保育所等も含めた**市全体の保育の質の向上**を目指す。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

2 さいたま市の保育の現状

(1) さいたま市の保育施設の推移

- 本市においては、岸町保育園を昭和8年に設置して以来、その時代の保育需要に応じて、**公立・民間合わせた認可保育所をはじめとする保育施設の設置**を進めてきた。平成27年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」を受け、保護者の事情や希望に合った選べる保育環境づくりとして、**多様な保育の受け皿整備**に努めている。

(2) さいたま市の保育需要

ア 定員数、待機児童数の推移

- 令和4年4月1日現在の認可保育所施設等の定員数の合計は約34,000人となり、**待機児童数は5年ぶりに解消**された。

イ 本市の保育需要の将来推計

- 本市における保育需要は、**当面の間増加**を続け、**ピークとなる令和12年度には約38,800人となると推計**される。
- ピークアウト後は、**緩やかに減少**し、**15年後の令和27年度までに約2,000人の減少**が見込まれる。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

2 さいたま市の保育の現状

(3) 公立保育所の現状

ア 施設の老朽化

- 本市の公立保育所は、令和5年4月現在60園で保育の提供を行っている。そのうち約**7割**の建物が昭和40年代後半から50年代前半の間に整備されたものであり、**築年数40年以上**を経過している。
- 耐震基準は満たしているものの、施設の老朽化は進行しており、**更新の時期を順次迎えている**。

イ 保育士の配置状況

- 民間保育所等の増加の影響もあり**保育士の確保は年々困難**な状況にあり、本市の公立保育所においては**フルタイムの保育士の不足**（特に会計年度任用職員の減少）が顕著となっている。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

3 さいたま市の保育に求められるニーズ

(1) 地域におけるニーズ

- 保護者の就労形態の多様化や核家族化等といった**社会構造の変化による地域における子育て支援のニーズの変化**に伴い、**子ども・子育てに関する悩み・不安の解消**のほか、子育て中の交流の場づくりなどの**地域との交流**への支援が求められている。

(2) 保育におけるニーズ

ア 医療的ケア児の保育

- 本市は、令和2年度より認可保育所にて**医療的ケア児の受入れを開始**し、順次、**受入施設の拡大**を図っている。令和3年9月には「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が**施行**となり、**さらなる受け皿の確保や支援施策の充実**が求められている。

イ 障害児や心身の発達に遅れのある子どもの保育

- **障害のある子どもや支援を必要とする子どもは年々増加傾向**にあり、さらなる受入れの拡大と専門性の向上が求められている。

ウ その他、特別な配慮を必要とする子どもの保育

- 外国にルーツを持つ子どもや食物アレルギー等の**特別な配慮が必要な子どもの保育**に対するニーズも増えてきている。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

(1) 公立保育所の方向性

- 公立保育所は、地域の基幹となる保育所として、**地域のニーズに対応する子ども・子育ての支援**を実施する。
- あわせて、**保育のニーズに対応する保育の質の向上**を行うとともに、保育の担い手として、**多様な保育を提供する機能を強化**する。

ア 基幹型公立園

- 公立保育所の機能の強化については、**公立保育所の再編により保育資源を集約**しながら、**地域の基幹となる「基幹型公立園」を各区に1園設置**することで実現していく。**基幹型公立園の設置は、令和10年度を予定**する。

イ それ以外の公立保育所

- 基幹型公立園以外の公立保育所について、地域の状況等により「**一般型公立園**」、「**民間移管等園**」に分類して再編を行う。

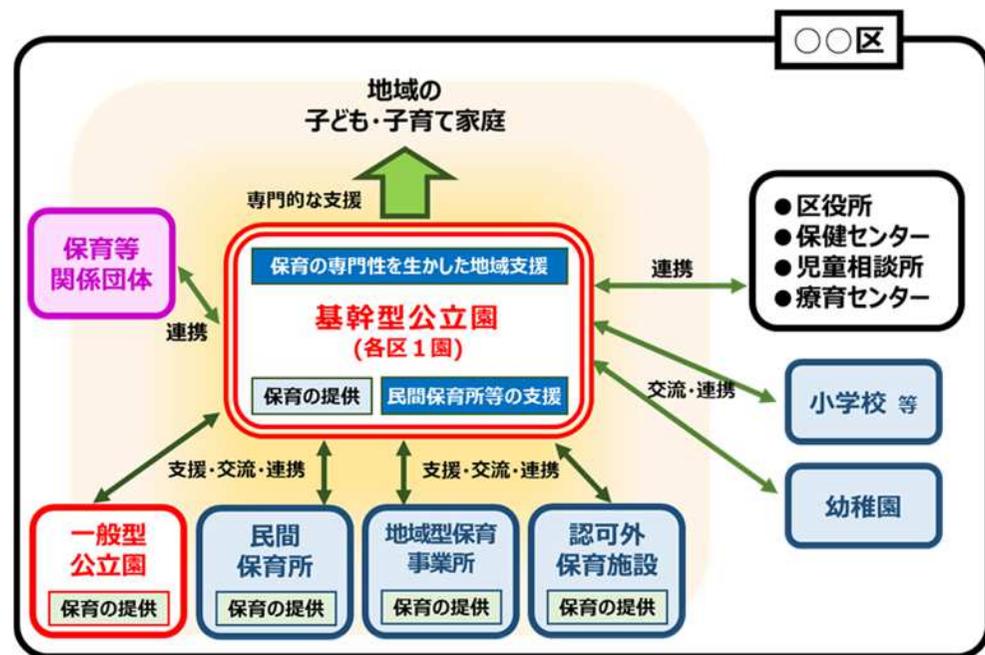
※ 再編の方針は後述する「(6) 公立保育所の再編」を参照。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

(2) 基幹型公立園の役割

- 地域の保育の中心的な役割として、**地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施**と、**保育のニーズに対応した保育の質の向上**を担う。
- 保育の質の向上に資する取組は、さいたま市私立幼稚園協会やさいたま市私立保育園協会等の**関係団体と連携を図りながら進める**。



2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

(3) 基幹型公立園の機能

ア 保育所保育の専門性を生かした**地域の子ども・子育て支援機能**

方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 保育士等の専門性を生かした地域家庭の相談支援・ 保育施設を活用した交流促進、体験事業
現時点で想定する実施事業	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て支援センター事業 (各種相談事業、交流イベントの開催)・ リフレッシュ等のための一時預かり事業・ 医療的ケア一時相談事業 <small>※医療的ケア児に対する軽易な相談対応及び医療的ケア児保育支援センターへのつなぎを想定</small>

イ **民間保育所等への支援・交流・連携機能**

方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 公立、民間合わせた情報共有や交流の場の創設・ 経験豊富な保育士等による民間保育所等への支援
現時点で想定する実施事業	<ul style="list-style-type: none">・ 公民合同の区園長会議の開催、運営 (保育等関係団体と共同で運営)・ 民間保育所等からの相談事業、巡回保育支援・ 園同士の交流促進の企画、運営

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

ウ 保育の質の向上に資する人材の育成機能

方向性	<ul style="list-style-type: none">区内における研修開催や保育士同士の交流の促進未来の保育士を増やす職場体験等の推進
現時点で想定する実施事業	<ul style="list-style-type: none">区内保育士等の研修の企画、開催地域の保育士同士等の交流事業未来の保育士のための保育体験事業

エ 多様な保育の提供機能 (基幹型公立園、一般型公立園、民間移管等園)

方向性	<ul style="list-style-type: none">公立保育所の保育内容の充実多様な保育のニーズへの対応
現時点で想定する実施事業	<ul style="list-style-type: none">育成支援児の受入れ拡大医療的ケア児の受入れ (民間保育所の参入状況に応じて)特別な配慮が必要な子どもの保育

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

(4) 公立保育所の機能向上の進め方

- 基幹型公立園の機能向上は、**民間移管を進めるごとに捻出した人員が担っていくため、段階的に強化**していく。

機能向上の進め方 のイメージ

※詳細はR5以降に検討

民間移管にて捻出した人員で段階的に機能向上を図っていく

区分 (実施年度の目安)	フェーズ1 (R10~)	フェーズ2 (R13~)	フェーズ3 (R16~)
① 地域の子ども・子育て支援機能	・子育て支援センター連携 (各種相談、交流イベント)	・一時預かり事業	・医療的ケア一時相談事業
② 民間保育所等への支援・交流・連携機能	・区園長会議の開催 ・民間施設からの相談事業	・民間施設への巡回保育支援	・園ごとの交流促進の企画、運営
③ 保育の質の向上に資する人材の育成機能	・区内研修の企画、開催	・未来の保育士の体験事業	・地域の保育士等の交流事業
④ 多様な保育の提供機能	・育成支援の受け入れ拡大 ・医療的ケア児の受入れ (必要に応じて) ・特別な配慮が必要な子どもの保育		

※すべてが同じタイミングでフェーズ移行するわけではない。

- 令和10年度の基幹型公立園の設置に向け、令和5年度から保育の現場も含めた**公立保育所の機能向上に関する庁内会議**を立ち上げ、具体的な事業を検討を進めていく。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

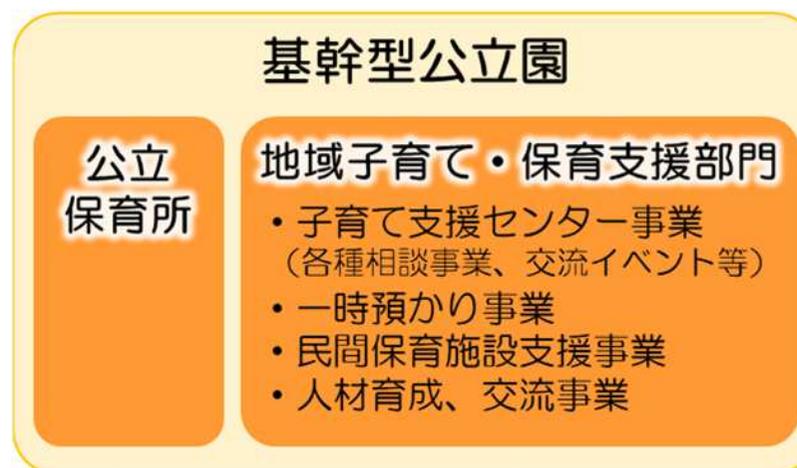
(5) 基幹型公立園の組織等

ア 基幹型公立園の組織イメージ

- 基幹型公立園は「**公立保育所**」と「**地域子育て・保育支援部門**」で構成する。
- また、全区に基幹型公立園を設置した上で、地域支援のニーズや区の保育施設等の数等に応じ、基幹型公立園を将来的に増やす可能性はある。

イ 基幹型公立園の人員配置

- 基幹型公立園が担う地域子育て支援や保育支援等のため、**園長経験者又は園長級の職員を中心に複数の職員を配置**する。(徐々に配置人員を拡大)
- 民間移管の進行により**捻出された人員は、一般型公立園等の保育の充実を担う人員にも充てていく。**



2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

4 公立保育所のあり方

(6) 公立保育所の再編

ア 基本的な考え方

- 公立保育所の再編にあたっては、地域の状況に応じ、近隣に民間保育所等を整備するなど、**地域の保育の受け皿を確保しながら進めていく。**
- 公立保育所の再編の手法は、**民間移管等**により実施する。なお、民間移管開始前も、老朽化等に伴う個別の整備は、別途実施していく。
- 民間移管を行った園は、育成支援児の受入枠の維持や、公立保育所が参加する研修への参加、市の関係機関との連携などを引き継いでいくことで、**移管前の公立保育所の保育の質を維持した上で、さらに民間ならではの特色をプラス**していく。
- 民間移管の後は、**市による定期的なフォローアップ**や保護者アンケート等を実施し、その後の**民間事業者の運営にもしっかり関与**していく。
- 機能向上・再編（基幹型公立園の設置・民間移管の実施）については、十分な周知期間や機能向上の検討期間を考慮し、**令和10年度から開始していく予定**である。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

イ 公立保育所の分類

● 基幹型公立園

地域の基幹となる公立保育所。 区役所に近い立地又は比較的大規模園である公立保育所を選定。

● 一般型公立園

保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、**公による保育の提供の継続を要する地域にある公立保育所。**

● 民間移管等園

保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、**民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所。**

※区域内において、育成支援児や特別な配慮が必要な子ども等の受け皿を面的にフォローしていく必要性も考慮し、基幹型公立園と一般型公立園を合わせて、各区3～4園は公立保育所を維持していく。

※公立保育所が各区3～4園となっても、育成支援児や特別な配慮が必要な子ども等の受入れは民間移管等園に引き継ぐため、受入数はしっかり維持していくことができる。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

ウ 民間移管の考え方

- 公立保育所の民間移管については、**施設の構造や老朽化の状況、近隣の市有地の有無**により4つの類型を想定。
 - **類型1**：譲渡（比較的建物が新しい状況）
 - **類型2**：譲渡+改修（現園舎の躯体は生かせるが、改修が必要）
 - **類型3**：**現地建替え**（老朽化で建替えが必要だが近隣に市有地等がなく移転ができない）
 - **類型4**：**移転建替え**（老朽化で建替えが必要で、近隣に市有地等があり移転が可能）
- **敷地は市の所有とし、事業者に対し減免ありの有償貸付け**とすることで、民間移管後の保育所運営継続の担保を図る。
- 詳細な手法やスケジュール等は**令和10年度の民間移管に向けて検討を進めていく**。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

● 民間移管 類型ごとのプロセス (イメージ) ※ 「6 参考資料」 掲載部分

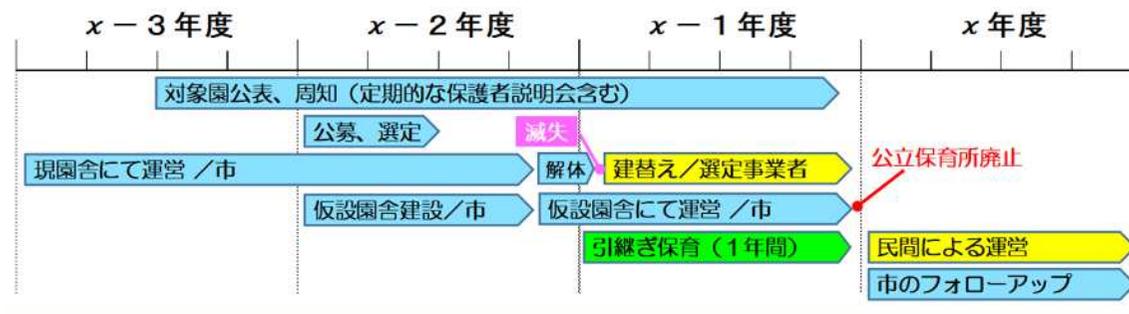


2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

● 民間移管 類型ごとのプロセス (イメージ) ※ 「6 参考資料」 掲載部分

	類型名	状況	手法
類型3	現地建替え	老朽化で建替えが必要だが近隣に市有地等がなく移転ができない	公立園を近隣地に仮設移転 + 現園舎を解体し更地化 + 現在地に事業者による新築 (整備補助金活用可)

民間移管のプロセス



	類型名	状況	手法
類型4	移転建替え	老朽化で建替えが必要で、近隣に市有地等があり移転が可能	近隣市有地で事業者による新築 (整備補助金活用可)

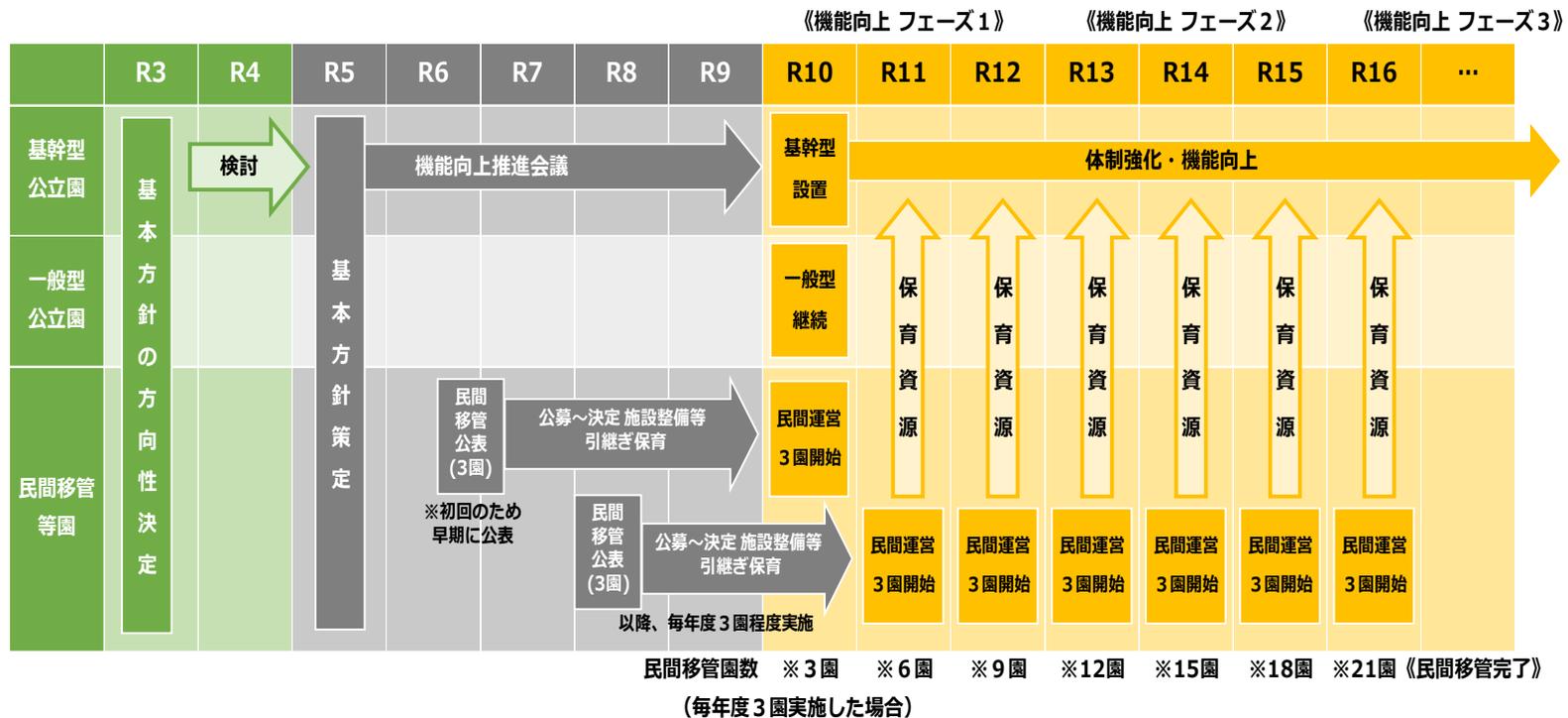
民間移管のプロセス



2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

5 スケジュール

- 利用者・利用希望者への周知期間、機能向上等の検討期間を経て、**令和10年度に基幹型公立園の設置及び民間移管を開始**する。
- 以降、毎年度3園程度 民間移管を実施し、**保育資源の集約によるさらなる体制強化・機能向上を進めていく**。

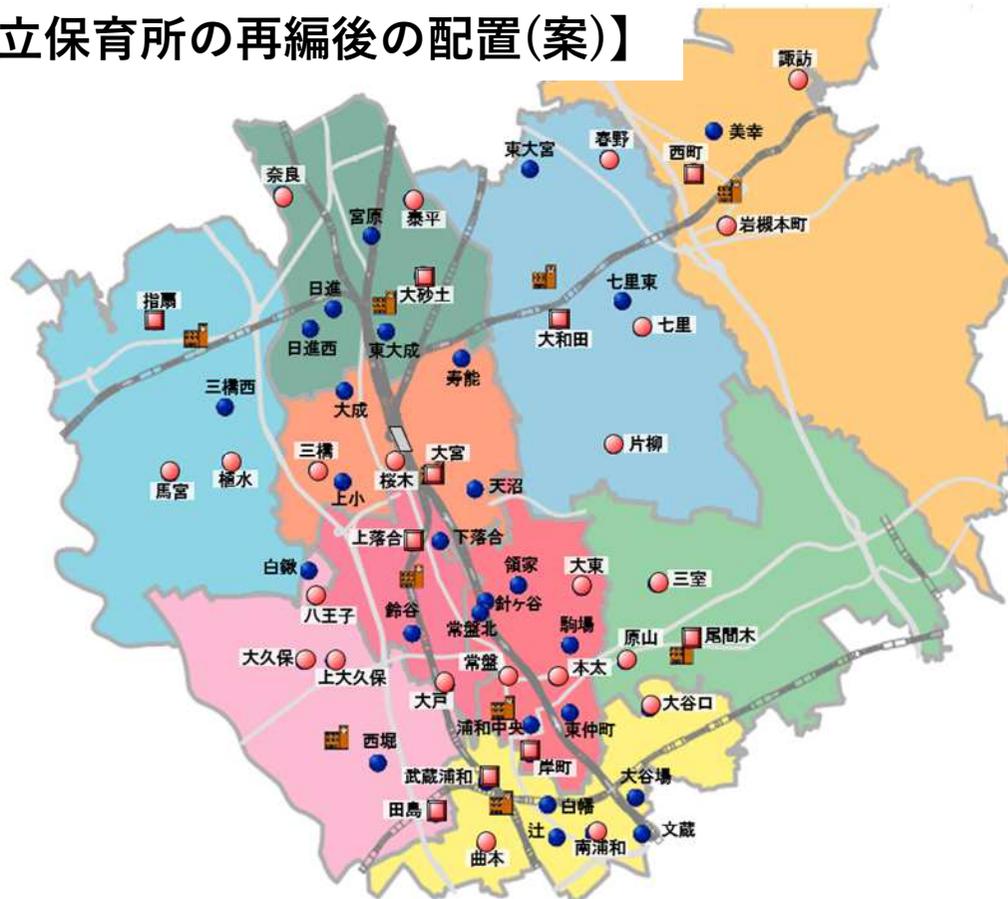


2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

6 参考資料

(1) 公立保育所の再編一覽

【公立保育所の再編後の配置(案)】



【主な選定のポイント】

≪基幹型公立園≫

- ・ 区役所からの距離
- ・ 大規模園 など

≪一般型公立園≫

- ・ 地域の保育需要
- ・ 地域バランス
- ・ 第一希望の多さ など

- . . . 基幹型公立園
- . . . 一般型公立園
- . . . 民間移管等園
- . . . 区役所

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

【公立保育所の再編後の一覧(案)】

区	園名	備考	区	園名	備考	区	園名	備考	区	園名	備考			
西区	指扇	基幹型公立園	見沼区	大和田	基幹型公立園	桜区	田島	基幹型公立園	南区	武蔵浦和	基幹型公立園			
	植水	一般型公立園		七里	一般型公立園		大久保	一般型公立園		南浦和	一般型公立園			
	馬宮	一般型公立園		片柳	一般型公立園		上大久保	一般型公立園		曲本	一般型公立園			
	三橋西	民間移管等園		春野	一般型公立園		西堀	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園		大谷口	一般型公立園			
北区	大砂土	基幹型公立園		東大宮	民間移管等園		白鍬	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園		白幡	民間移管等園	大谷場	文蔵	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	奈良	一般型公立園		七里東	民間移管等園		岸町	基幹型公立園		大谷場	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園		辻	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	泰平	一般型公立園	上落合	基幹型公立園	本太	一般型公立園	緑区	尾間木	基幹型公立園					
	日進	民間移管等園	大戸	一般型公立園	常盤	一般型公立園		原山	一般型公立園					
	東大成	民間移管等園	八王子	一般型公立園	大東	一般型公立園		三室	一般型公立園					
	宮原	民間移管等園	下落合	民間移管等園	領家	民間移管等園		岩槻区	西町	基幹型公立園				
	日進西	民間移管等園	鈴谷	民間移管等園	針ヶ谷	民間移管等園	岩槻本町		一般型公立園					
大宮区	大宮	基幹型公立園	浦和区	駒場	民間移管等園	浦和中央	民間移管等園		諏訪	一般型公立園				
	桜木	一般型公立園		常盤北	民間移管等園	東仲町	民間移管等園		美幸	民間移管等園				
	三橋	一般型公立園		※下落合保育園：令和5年6月に下落合団地保育園・与野本町保育園を統合。										
	寿能	民間移管等園												
	天沼	民間移管等園												
	上小	民間移管等園												
	大成	民間移管等園												

※令和6年3月31日時点で公立保育所に在籍するすべての園児は、原則として卒園まで公立保育所にて保育の提供を行う予定。

※地域の保育需要等、今後の社会情勢の変化などにより、変更となる場合がある。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

6 参考資料

(2) 財政的な影響

機能向上・民間移管の推進に係る財政的な影響としては、市で運営・施設整備を行う公立保育所が、運営費・施設整備費に国等の負担がある民間保育所に移管することによる**運営費・施設整備費における負担軽減**が見込まれる。また、**年間の土地有償貸付収入**及び施設の譲渡を行う場合の**施設の譲渡収入**が見込まれる。

一方で、民間移管に伴う費用として、**引継ぎ保育に関わる費用**、事業者が園舎の改修や現地建替えを行う場合の**公立保育所の仮設園舎運営費用**、園舎の建替えを行う場合の**旧園舎解体費用**などが見込まれる。また、基幹型公立園の設置に伴い、「地域子育て・保育支援部門」に関わる施設整備が必要となることから、**基幹型公立園の施設整備費用（例：支援事務スペースの整備、子育て支援センター実施スペースの整備、一時預かり実施スペースの整備など）の負担増**などが見込まれる。

なお、国の制度改革の動向や実際の事業の進捗によっては、財政的な負担が増加する可能性がある。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

6 参考資料

(3) 公立保育所の今後についての主な意見

ア 有識者(保育関連団体、さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分会)

- **公立保育所の保育士の専門性を地域の支援等に活用**することは大事であると理解する。
- 経験豊富な公立の保育士に、**民間保育所に対してアドバイス**をしてほしい。
- 市全体の保育の向上は、**保育関連団体としても協力していきたい。**
- さいたま市の保育の質を担保するためにも、**しっかりとした運営をする法人に引き継いでもらいたい。**

イ 保護者

- **地域の家庭が孤独にならず相談する窓口**が必要であり、**公立の保育士ならその役割を担うことができる**のではないかと。
- 仕事と習い事の両立は難しいため、希望すれば**習い事が受けられることは、私立保育園の大きな魅力。**
- 市の保育行政としての責任、役割が果たされることを期待したい。**公立園も私立園も含めて一律の保育の質を保ちながら、市として保育を受けられる環境が提供されることを望む。**

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

6 参考資料

(3) 公立保育所の今後についての主な意見

ウ 公立保育園園長

- 地域の子育て支援の拠点として、すべての基幹型公立園が**子育て支援センター**と**一時預かり**を実施すべき。
- **育成支援や特別な配慮を必要とするお子さんの保育については公立が民間をフォロー**していく必要がある。

エ 区役所支援課

- 公立を引き継ぐ園は、今までどおり**育成支援児等の受け皿となることが必要**。区内での受入れを面的にフォローする観点から、**各区最低3園は公立園を残す**必要がある。

オ 保育施設運営事業者

- 民営化にあたっては**公立保育所の現在の役割や機能をどの民間の引継ぎ園においても担うことが求められる**。
- 各区において、**公立と私立が定期的な交流**が出来ると良い。

2 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案) の概要

6 参考資料

(3) 公立保育所の今後についての主な意見

カ 子育て支援センター

- 子育てに関する相談は多種多様なものになっている。地域の子育ての悩みに応えるためには**経験豊かな保育士の助言やサポート**が必須であるほか、**保健師や看護師などの専門職のサポート**も求められる内容であり、関係機関との連携が重要である。
- 一時預かりは利用者がゼロという日はなく、毎日利用があり、**一時預かりのニーズは高い**。近年では障害のあるお子さんが利用することや、医療的ケア児の利用の相談もあり、ニーズはさらに多様化することが考えられる。

3 今後のスケジュール

- ◆ **令和5年6月** **さいたま市議会6月定例会**
 - ・ 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(素案)の報告

- ◆ **令和5年7月
～8月** **パブリック・コメントの実施**

- ◆ **令和5年8月
下旬** **「公立保育所のあり方に関する基本方針」(案)の取
りまとめ**

- ◆ **令和5年9月** **さいたま市議会9月定例会**
 - ・ 「公立保育所のあり方に関する基本方針」(案)の報告

- ◆ **令和5年10月** **「公立保育所のあり方に関する基本方針」の策定**